

議案第 106 号

狭山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員等の旅費に関する条例（昭和 53 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 項中「定額」を「実費額」に改める。

第 15 条第 1 項中「23 円」を「37 円」に改める。

第 16 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、職員が職務上研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため出張した場合の日当の額は、1 日当たり 1,050 円とする。

第 16 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県内及び東京都（規則で定める地域を除く。）内への出張の場合は、日当を支給しない。

第 16 条第 3 項を削る。

第 17 条第 1 項中「別表第 1 の定額による」を「別表に掲げる額の範囲内で実費額（夕食又は朝食に要する経費が含まれていない場合には、規則で定める額を加算した額）とする」に改める。

第 18 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 19 条及び第 20 条を削り、第 21 条を第 19 条とし、第 22 条から第 26 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

別表第 2 を削り、別表第 1 市長等の項中「16,500 円」を「15,000 円」に改め、同表上記以外の者の項中「14,500 円」を「13,000 円」に改め、同表備考を削り、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、日当の支給地域及び宿泊料の支給方法を見直すとともに、車賃の額を改定したいので、この案を提出するものである。